奈良の人と農地の活用シンポジウム 資料 平成28年1月30日(土)

奈良県における 農地中間管理事業の推進について

(公財) なら担い手・農地サポートセンター (農地中間管理機構)

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは

→県・市町村・農業団体からの出捐により

設立された公益財団法人

➤概 要

- 理事長 荒井 正吾(奈良県知事)
- 所在地 〒634-0065 橿原市畝傍町53番地 TEL 0744-21-5020
- 設 立 1972年8月 (旧 奈良県農業振興公社)
- ➤「農地中間管理事業の推進に関する法律」に 基づき、奈良県が農地中間管理機構に指定



なら担い手・

農地中間管理事業について

※農業振興地域内に限ります

担い手の皆さんへ農地の集積・集約を サポートします。

公的機関だから

安心です!

【農地中間管理機構】

(公財) なら担い手・農地サポートセンター

出し手さんと 受け手さんの要望を 調整してマッチング

受け手

(借受希望者)

農地を 借りたい!

- - ・経営規模の拡大
 - •新規就農
 - ·新規参入(企業) 等で

農地を探している



(転貸)

(地主)

出し手

農地管理を誰かに 頼みたいねぇ

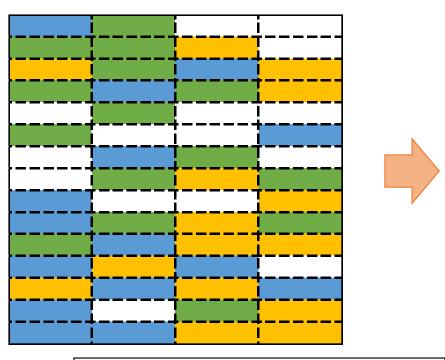
- •経営転換
- 規模縮小・リタイア
- ・農地を相続したけど...、 等で

農地を貸したい

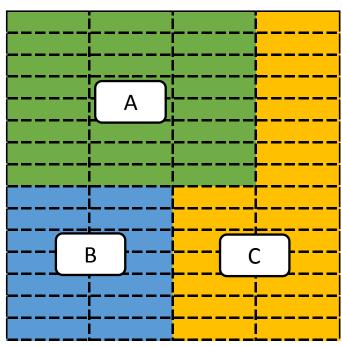


② 農地中間管理事業による 地域の農地集積・集約化のイメージ

地域内の分散・錯そうした農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



A農業法人 C企業 B認定農業者 小規模家族経営

③農地中間管理事業のメリット

農地を借りたい人

出し手が複数いる 場合でも手続きは 機構とだけです

要件を満たせば 「機構集積協力金」 が受けられます 農地 出し手

貸付期間が 終われば農地が 確実に戻ります

> 機構が賃貸料を 回収するので 手間がかかりません

農地 受け手

機構が農用地利用配分計画を作成するので契約書作成、農地法の許可は不要です

賃料の支払いが 一度にできます 市町村が 農用地利用集積計画を 作成するので契約書作 成、農地法の許可は 不要です

農地を貸したい人

④ 農地中間管理事業の活用例

機構は このような ときに使えます

受け手

- ▶ 農地を拡げて規模を拡大したい。
- ▶ 新規就農・農業参入(企業)するので農地を借りたい。
- ・機構から農地を借りられます。借受希望者公募に応募ください。
- ▶ 利用権を交換して、まとまった農地で効率よく農業したい。
- 耕作者どうしで、そろって機構に農地を貸してください。 まとまりのある形で利用できるよう配慮して転貸します。

出し手

- ▶ 経営転換やリタイアするので農地を貸したい。
- 機構に農地を貸してください。お借りした農地は、機構が 受け手に転貸します。
- ▶ このままだと荒れていく耕作放棄地を貸したい場合
- ・農地として利用可能と判断した場合は、機構が借り受けて 受け手に転貸します。

⑤ 機構に農地を貸したい場合の手順

農地を貸したい場合 (出し手)



貸付希望の申込



候補農地の登録

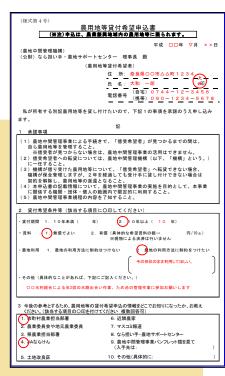


マッチング



機構で借り受け

- ●「農用地等貸付希望申込書」の承諾事項を確認のうえ、機構または市町村の担当窓口にご提出ください。 用紙は、機構ホームページからもダウンロードできます。
- ●申込書に記載された農地の状況、地番、面積、 権利関係等について確認いたします。
- ●受け手が見込める農地を貸付候補農用地等として、 あらかじめリスト化させていただきます。
- ●受け手とのマッチング協議で整うことが確実に見込まれる 農地の借受手続きを行います。
 - ※手続きについては、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」への同意、市町村の公告により行います。



- ⑥機構が借り受ける農地の条件
 - →対象は、農業振興地域内の農地 (「農用地」以外も含みます。)
 - ▶再生不能と判断される耕作放棄地など、 農用地等として利用することが困難で ないこと。
 - →十分な借受希望者が確認できること。

⑦機構から農地を借りたい場合の手順

農地を借りたい場合 (受け手)



借受希望の応募



公 表



※機構または市町村の担当窓口にご提出ください。 ※平成28年度は通年で公募を実施予定です。

応募した方の氏名、応募内容を整理して機構ホームページで公表します。

※応募用紙(農用地等借受希望申込書)は機構ホームページからダウンロードできます。

●募集は、年複数回、一定の区域ごとの農地について行います。



農地の検討



利用権の設定

●できるだけご希望に沿った農地を紹介し、貸し付け決定ルールに基づいて マッチングを行います。

- ●ご希望の農地が見つかれば、機構からの農地の貸し付け手続きを行います。
- ●手続きは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく 「農用地利用配分計画」への同意、県の認可・公告により行います。

8 マッチングのルール

(優先配慮事項)

- ▶利用権の交換
- ▶集落営農に利用
- →隣接地での農業経営

(総合的勘案事項) 【上記に該当しない場合】

- →経営農地との位置関係
- ▶希望条件との適合性
- ▶地域農業の発展に資する程度
- ▶人・農地プランの内容
- >新規参入の効率的・安定的な農業経営への配慮

(重点事項)

→リーディング 品目(注1・チャレンジ 品目(注2 の生産規模拡大を目指す担い手、新規就農者への農地集積

注1:柿、茶、キク、イチゴ、大和畜産ブランドなど、 県の主要農産物で今後とも県農業を牽引するため 振興する必要がある農産物

注2: 大和野菜、切り花ダリア、有機野菜など、県の 特産品として、ニーズがあり将来性が期待される 農産物で、意欲ある担い手がチャレンジする取り 組みに県が支援する農産物

⑨ 農地中間管理事業の推進状況

平成28年1月4日現在

1) 借受希望申込みの状況

借り受け希望申込の	公募範囲市町村数	応募状況 (合計)		個人(任意 農業 経営者		団体含む) 新規 就農者		法人 農業法人				農業参入	
状況		面積 (ha)	件数	<u> </u>	件数		養者 件数	面積 (ha)	件数	うち! 面積 (ha)	集洛 件数	血症 面積 (ha)	美 件数
平成28年1月公表時点 (H26年度第3回、H27年度の合計)	30	355.2	152	108.1	80	24.5	41	185.8	22	20.0	1	36.8	9

※奈良県の耕地面積 21,800ha

2) 貸付希望申込みの状況

貸付希望申込の状況	面積 (ha)	筆数 (筆)	出し手 (延べ)	
平成26年度・27年度合計	231.8	1,812	516	

3) 転貸(マッチング)の状況 (H26年4月1日~H27年12月31日) (市町村別・経営体別)

(左欄:認可件数 右欄:面積)

				\) · H/C, · -)		ηλ. Щ χ/				
		認定	農業者		新規		その他		計		
	個人•法人		集落営農法人		就農者		農業者		н		
	件数	ha	件数	ha	件数	ha	件数	ha	件数	ha	
大和郡山市	4	8.0			1	0.1			5	0.9	
天理市	1	0.1			1	0.1			2	0.2	
橿原市	2	0.3			2	0.4			4	0.7	
桜井市	4	1.5	1	8.9	3	0.6	3	0.7	11	11.6	
五條市	8	3.5	1	16.6					9	20.1	
宇陀市							1	0.3	1	0.3	
山添村	1	0.1							1	0.1	
田原本町			1	24.4	2	0.6			3	24.9	
御杖村	1	0.2							1	0.2	
広陵町					2	0.4			2	0.4	
計	21	6.5	3	49.8	11	2.2	4	1.0	39	59.5	

合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

(うち、H26年度分 17件、29.1ha)

⑩ 今後の予定

1)受け手の公募

公募期間: ①平成28年2月29日まで 【現在公募中】

②平成28年3月1日~平成28年3月31日

【追加公募予定】

公表: ①平成28年3月初旬

②平成28年4月初旬

(参考) 平成27年度

公募期間:平成27年6月1日~平成28年3月31日

公 表 : ①平成27年 9月(6~8月分)、

②平成27年11月(10月分)、

③平成28年 1月(11~12月分)、

④平成28年 3月(1~2月分)、

⑤平成28年 4月(3月分)

※平成28年度は、通年で公募し公表は複数回に分けて実施を予定。

2) 出し手の農用地貸付申込みは、随時実施。

① なら担い手・農地サポートセンター 平成27年度農地中間管理事業担当者紹介

担当者		業務分担
事務局長	石橋 佳昭	• 事業総括
業務課長	井本 喜典	• 事業評価委員会の運営
業務係長	野村 昌敏	事業の推進及び進捗管理各種手続きマニュアル等の作成
調整員	阿部 裕士	・中部 I (大和高田・御所・香芝・葛城・上牧・広陵・河合・川西・三宅・田原本)
事業推進担当	吉田 誠司	北部 I (大和郡山・平群・三郷・斑鳩・安堵)
事業推進担当	杉村 親志	北部 II (奈良・天理)
事業推進担当	大前 泰英	• 中部 Ⅱ (橿原 • 桜井 • 高取 • 明日香)
事業推進担当	山本 孝子	東部 (宇陀・山添・曽爾・御杖)
事業推進担当	森のみ	南部 (五條・吉野・大淀・下市・東吉野)
事業推進担当	吉野 久美子	• 収入及び支出

※各地域別担当者は、貸付農地の掘り起こし、農地貸借のマッチング、県への認可手続きを行う。



(公財) なら担い手・農地サポートセンター (農地中間管理機構)